附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○経済産業省令第五十九号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和六年九月二日　　経済産業大臣　**齋藤　健**

エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令を廃止する省令

エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令（令和三年経済産業省令第六十七号）は、廃止する。

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○経済産業省令第六十号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日　　経済産業大臣　**齋藤　健**

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（大学連携推進室） **第二十三条**　イノベーション政策課に、大学連携推進室を置く。 2　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関する事務のうち同法第二条第九項に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。 3　（略）	（大学連携推進室） **第二十三条**　イノベーション政策課に、大学連携推進室を置く。 2　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関する事務のうち同法第二条第十項に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。 3　（略）

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。